

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月20日
条例の題名		公 布 日	昭和46年7月27日
条 例 番 号		直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課		電 話 番 号	059-224-2274
条例の概要		障害者基本法第36条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関を、三重県障害者施策推進協議会とし、その組織及び運営に関して、法に定めるもののほか、必要な事項を定める。	条例の 類型 委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	障害者基本法第36条第3項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。 また、本県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項の調査審議会などのために当協議会を設置しており、条例の目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	障害者基本法第36条第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、同法第36条第3項の規定に基づき、条例での規定が必要である。 また、本県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項の調査審議会などのため、今後も当協議会を設置することが必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	本条例に基づく三重県障害者施策推進協議会は、毎年2回程度開催している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	障害者基本法第36条第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、同法第36条第3項の規定に基づき、条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	障害者基本法第36条第3項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である組織・運営を定めることを、各条で定めており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	障害者基本法第36条第3項の規定に基づき組織及び運営に関し必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、三重県障害者施策推進協議会の組織・運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	本条例に基づく三重県障害者施策推進協議会において、本県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議会しており、障がいの有無に関わらず、すべての県民を対象とするものである。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考える		無